

第 544 回広島地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 4 年 8 月 23 日（火） 8 時 55 分～9 時 57 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 第 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて 2 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性について 		
議 事 要 旨			
<ol style="list-style-type: none"> 1 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて <p style="margin-left: 20px;">広島合同労働組合ほか 12 者から広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の意見に関する異議の申出があり、広島労働局長がその申出について審議会の意見を求め、取扱いについて審議した結果、全会一致で令和 4 年 8 月 5 日付け答申のとおり決定することが適当であるとの結論に達し、会長は事務局に答申文の作成を指示した。</p> <p style="margin-left: 20px;">事務局において「異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであることから、令和 4 年 8 月 5 日付け広島県最低賃金審議会の答申どおり決定することが適当である。」旨の答申文案を作成、配付の後、内容を読み上げ、審議会は広島労働局長に答申した。</p> 2 広島県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性について <p style="margin-left: 20px;">令和 4 年 8 月 5 日諮問の広島県各種商品小売業最低賃金について、改正決定の必要性を審議したが、改正決定する必要性について全会一致に至らなかったため、審議会はその旨広島労働局長に答申した。よって今年度、広島県特定最低賃金は 7 業種を改正審議することとなった。なお、改正決定の申出代表者から嘆願書が審議会あて提出され、これを審議の参考とした。</p> 3 その他 <p style="margin-left: 20px;">本年度の広島県特定最低賃金の改正については、効率的な審議で年内発効を目指すこととし、答申とりまとめの本審開催を原則 1 回とすることが確認された。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、特定最低賃金専門部会における調査審議において、参考人の意見聴取を行わないこととされた。</p> <p style="margin-left: 20px;">次回の第 545 回本審は、11 月 1 日（火）に開催する方向で開催時刻・場所等を事務局で調整して、各委員あて通知することとなった。</p> 			